

扶養の取消漏れにご注意ください

本年7月に実施した被扶養者資格継続調査の結果、就職による取消手続き漏れ等により遡って取消となる事例が多く見受けられました。取消の手続きが行われないまま被扶養者が医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになりますので、調査に関わらず、被扶養者の就職や収入の増加等により取消事由が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。

収入基準額

区分	基 準 額
● 60歳以上の方 ● 障害を支給事由とする年金たる給付の受給要件に該当する程度の障害を有する方	年額 180 万円未満 月額 150,000 円未満 日額 5,000 円未満
● 60歳未満の方	年額 130 万円未満 月額 108,334 円未満 日額 3,612 円未満
● 19歳以上 23歳未満の方 (組合員の配偶者を除く) *※令和7年10月1日から適用	年額 150 万円未満 月額 125,000 円未満 日額 4,167 円未満

- ・アルバイトやパート等の給与収入は、年額だけではなく月額でも判断します。
- ・雇用保険、傷病手当金等は、日額により判断します。

取消になる要件(例)

区分	要件を欠くに至った日（取消日）
就職したとき	就職した日 新たに就職し、パートや試用期間等で社会保険の適用がない場合でも、収入基準額以上の収入が恒常に見込まれる場合は就職した日から取消となります。
● 給与収入が3ヶ月連続して収入基準額以上となった場合 ● 給与収入が4ヶ月のうち、3ヶ月が収入基準額以上で、その4ヶ月を平均した額が収入基準額以上となった場合 ● 年間収入が収入基準額以上となった場合 ・ 給与収入は諸経費控除前の額 をいい、通勤手当等も含みます。 ・ 賞与等は支給対象月に振り分けて その月の給与と合算します。	最初に超過した月の初日 なお、年間収入が収入基準額以上であっても、人手不足などによる一時的な収入変動が理由にある場合は、事業主から証明を受けた「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を提出することで引き続き認定が可能です。
● 年金受給開始または年金改定により収入基準額以上となった場合 ・遺族年金等は、所得税法上では非課税ですが、 扶養認定においては恒常的な収入 とみなします。	当該年金等に係る裁定通知書または改定通知書の通知日
雇用保険等の給付日額が収入基準額以上となった場合	受給開始日
事業収入が収入基準額以上となった場合	収入基準額を超えた年の初日 (事業開始年の場合は、事業開始日)



被扶養者資格継続調査においては、過去の期間における書類*の提出が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

*給与明細書、源泉徴収票、雇用関係書類、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類など